

平成 28 年度

福祉事業の寄付及び助成

実施要項

I. 寄付及び助成の趣旨

一般財団法人トナミホールディングス松寿会は、トナミ運輸株式会社（現トナミホールディングス株式会社）の創立 50 周年の記念事業として、社会福祉の増進を図り、もって豊かで住みよい社会の発展に寄与する目的で作られた財団です。

これからの超高齢社会や核家族の進行により地域福祉の充実が求められており、高齢者や障害者、勤労者の福祉向上、活力ある福祉社会を実現するため、福祉事業を実施している団体や施設に対し、自動車や備品等の寄贈を行っています。また少年の健全育成、教育・スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与すると共に、近年の自然災害による被災地、及び地域社会の復興のため助成事業を行っています。

II. 寄付及び助成の概要

1. 社会福祉事業

①自動車の寄贈

社会福祉の増進、児童福祉の向上の為、社会福祉事業を実施している団体を対象とし自動車に寄贈する。

②対象団体

◇児童福祉施設、養護・介護施設等、社会・老人・児童福祉に関する活動等を行っている非営利法人・団体であること。

ただし、法人格を持たないものであっても、3 年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体や、特に助成することにより、効果が期待できる場合は対象とする。個人および営利法人等は対象外とする。

③寄贈車種

◇軽自動車

メーカー、車種は未定（2 輪・4 輪駆動、AT 車）

④寄贈台数

予算の範囲以内とする。

⑤応募手続

富山・石川県内、および当財団にて指定する社会福祉協議会経由にて公募する。
自動車寄贈申込書（様式第1）に所定事項を記載の上、関係書類を添付し、提出する。

⑥申込（受付）期間

締 切：平成28年10月21日（金）

⑦審査基準

- ◇明確な企画（目的、内容、資金使途等）に基づく事業で、具体的な計画を持つこと。
 - ◇推進体制が確立しており、自己資金の調達 노력をしていること。
 - ◇自ら経理し、監査する等会計組織を有していること。
 - ◇団体活動の本拠としての事務所を有すること。
 - ◇過去7年以内に当財団の助成を受けていないこと。
 - ◇一般的な経費不足の補填ではないこと。
 - ◇国や地方公共団体の公的補助が見込めないこと、また他の民間団体からの助成と重複しないこと。
 - ◇指定する社会福祉協議会から意見聴取を行い、選考委員会に於いて選考の上、助成先を決定します。
- ※ 反社会的勢力および反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請は受付いたしません。

⑧贈呈式

決定通知後、贈呈式で寄贈車両を渡します。

Ⅲ. そ の 他

1. 寄贈品の表示

自動車及び備品等の寄贈品には、「寄贈（一財）トナミホールディングス松寿会」と表示させていただきます。

2. 対象団体

各活動を主たる目的とする団体であって、以下の要件を備える団体（特定非営利活動法人等）とします。

- ◇ 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。
- ◇ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ◇ 自ら経理し、監査する等会計組織を有していること。
- ◇ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

3. その他

- ①提出された申請書及び添付書類は、返却いたしませんのでご了承願います。
- ②申請書類上の個人情報等は審査及び連絡等に使用し、その他の目的には一切使用しません。
- ③寄贈車両の車両取得に掛かる諸費や税、オプション装備等の費用については、申請施設・団体の負担となります。
- ④選考結果については、申請団体へ直接通知します。
- ⑤助成先を当財団のHP上で、団体名および事業名を公表する場合があります。
- ⑥助成団体および助成金額の選考の経過や合否の理由等についてのお問い合わせには、応じておりません。

申 請 先

一般財団法人 トナミホールディングス松寿会

〒933-8788

富山県高岡市昭和町3-2-12

トナミホールディングス株式会社内

TEL 0766 (32) 1855 FAX 0766 (32) 1077

